



つくばみらい市告示第40号

つくばみらい市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成18年つくばみらい市告示第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市障がい者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

第1条中「市長が、身体障害者」を「この告示は、障がい者」に、「一部の経費」を「経費の一部」に改める。

第2条中「次の各号のいずれにも」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条に定める指定自動車教習所の自動車教習課程を卒業し、同法第88条に規定する運転免許の欠格事由及び同法第90条に規定する運転免許の拒否等に該当せず、かつ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条の適性試験に合格し、当該年度内に自動車運転免許を取得した者で、次の各号のいずれかに」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

第2条に次の1号を加える。

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第5条第1項中「身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要望書」を「障がい者自動車運転免許取得費補助金交付要望書」に改め、同条第2項中「身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要望者名簿」を「障がい者自動車運転免許取得費補助金交付要望者名簿」に改め、同条第3項中「身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書」を「障がい者自動車運転免許取得費補助金交付申請書」に改め、同条第4項中「身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書」を「障がい者自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書」に改め、同条第5項中「身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付請求書」を「障がい者自動車運転免許取得費補助金交付請求書」に改め、同条第6項中「身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付確定通知書」を「障がい者自動車運転免許取得費

補助金交付確定通知書」に改める。

様式第 1 号から様式第 6 号までを次のように改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。